

## 山村三郎前会長の逮捕の報道について

2023年3月2日の日テレニュースなどで、本会の山村三郎前会長が横浜地裁への建造物侵入の容疑で逮捕されたとの報道がありました。これはまったく想定していなかったもので、本会で認識したのは、3月4日のことでした。2023年3月6日現在でも、逮捕時の状況や逮捕容疑について、報道で伝えられている以上のものをもっておらず、調査中です。

山村三郎氏は本会の前身である「裁判正常化研究会」の創立者の一人であり、ながらく会長を務め、現在も本会の有力な一員です。氏は、自身の民事訴訟での経験から、日本の裁判所の処置の独善的、不公平かつ酷薄な現状を実感し、司法を本来の正常な裁判に改善しようとする努力を一貫して続けてきております。

氏は、自身が経験した不公平な裁判の原点である横浜地方裁判所に対しても、公平な裁判の実施を求めて、粘り強い交渉を続け、裁判の正常化に関する意見を率直に具申ししていました。そのような氏の活動が、逮捕につながり、報道によればその容疑は建造物侵入罪となっておりますが、裁判所当局に対する批判が弾圧を受けるという結果は、今回が初めてではありませんが、まったく納得できないものです。裁判所は、自らが手を汚した不公平な裁判と判決が、当事者をどれほど深く傷つけ、一人の人間の人生をどれほど狂わせることになるのか、まったく自覚がないようです。そのような背景を無視し、一年以上前に裁判所構内に抗議の意思表示として自動車を置いたことを、切り離して容疑事実とする司法当局の手法は、手続き的には間違っていないと言い張るのかもしれませんが、本来の司法の在り方とはかけ離れた邪悪なものであるとしか思えません。

今後の展開は予測できませんが、本会としては山村三郎氏の主張を尊重し、人権の擁護を要求し、氏の力になっていくことを宣言し、推移を注視し、可能で必要な対処を継続していきたいと思います。

2023年3月6日  
裁判正常化道志会